

# 学校

## 避難確保計画

対象災害：水害（洪水 内水）

【施設名： ]

【住所： ]

[ ] 年 [ ] 月 作成

樣式編 目次

## 様式 1

### 1 計画の目的

この計画は、本施設の幼児・児童・生徒の洪水時・内水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や幼児・児童・生徒に対して、洪水・内水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直していくものとする。

関連法:水防法

### 2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

### 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

	平 日		休 日	
	幼児・児童・生徒	施設職員	幼児・児童・生徒	施設職員
昼 間	約 [ ] 名	約 [ ] 名	約 [ ] 名	約 [ ] 名
夜 間	約 [ ] 名	約 [ ] 名	約 [ ] 名	約 [ ] 名

※幼児・児童・生徒数は最大の幼児・児童・生徒数を記載（おおよその幼児・児童・生徒数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

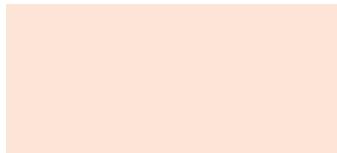
#### ● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

#### ● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、臨時休業とする。

午前 [ ] 時の時点で、全府下又は「 [ ] 」に以下のいずれかが発令されている場合は、  
臨時休業とする。



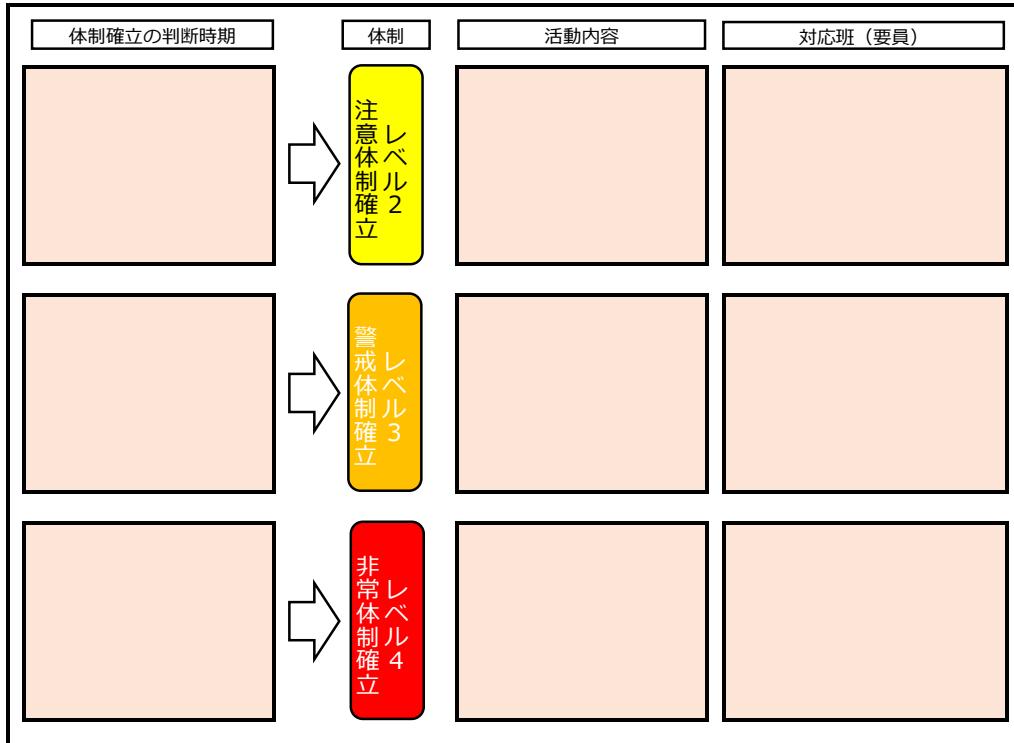
#### 4 防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

高 ↑ 危険度低	洪水予報	水位	安威川		茨木川		大正川		淀川		女瀬川	
			太田橋	千歳橋	幣久良橋	生駒橋	枚方	天堂橋				
	氾濫発生情報											
	氾濫危険情報	氾濫危険水位	3.00	4.00	3.80	5.60	5.40	3.05				
	氾濫警戒情報	避難判断水位	2.80	3.65	2.35	4.30	5.40	1.60				
	気象情報	気象警戒水位	2.25	3.25	2.00	3.25	4.50	1.50				

単位 : m

#### 【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



##### レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されないので、雨の降り方等により自動的な判断に基づき体制を確立することも必要である。



##### レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。



##### レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

#### 大型台風

#### 4 防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
	注意 レベル 確立		
	警戒 レベル 確立		
	非常 レベル 確立		

##### レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、水位到達情報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されないので、雨の降り方等により自動的な判断に基づき体制を確立することも必要である。



##### レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。



##### レベル4 非常体制

- ・避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

#### 大型台風

--

## 様式 3

### 5 情報収集・伝達

#### (1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報	
	洪水予報、水位到達情報	
	避難情報	
その他	施設周辺の浸水状況	

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 1 1

#### (2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、幼児・児童・生徒の保護者・家族等に対し、「  (避難場所) へ避難する。幼児・児童・生徒引き渡しは   (避難場所) において行う。幼児・児童・生徒の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9

## 6 避難誘導

### (1) 避難場所、移動距離及び手段

様式 4

#### 1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設等）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
施設名（内水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
施設名（内水）		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台
		m	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 台

#### 2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）		階	
屋内安全確保（内水）		階	
		階	

#### 3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「」に避難するものとする。

### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒別紙 1

対応別避難誘導一覧表 ⇒様式 1-1

## 様式 5

### 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	
避難誘導	
施設内の一時避難	
衛生器具	
医薬品	
その他	

浸水を防ぐための対策

### 8 防災教育及び訓練の実施

毎年   月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年   月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年   月に作成する。

### 防災教育及び訓練の年間計画⇒様式 7

## 様式 6

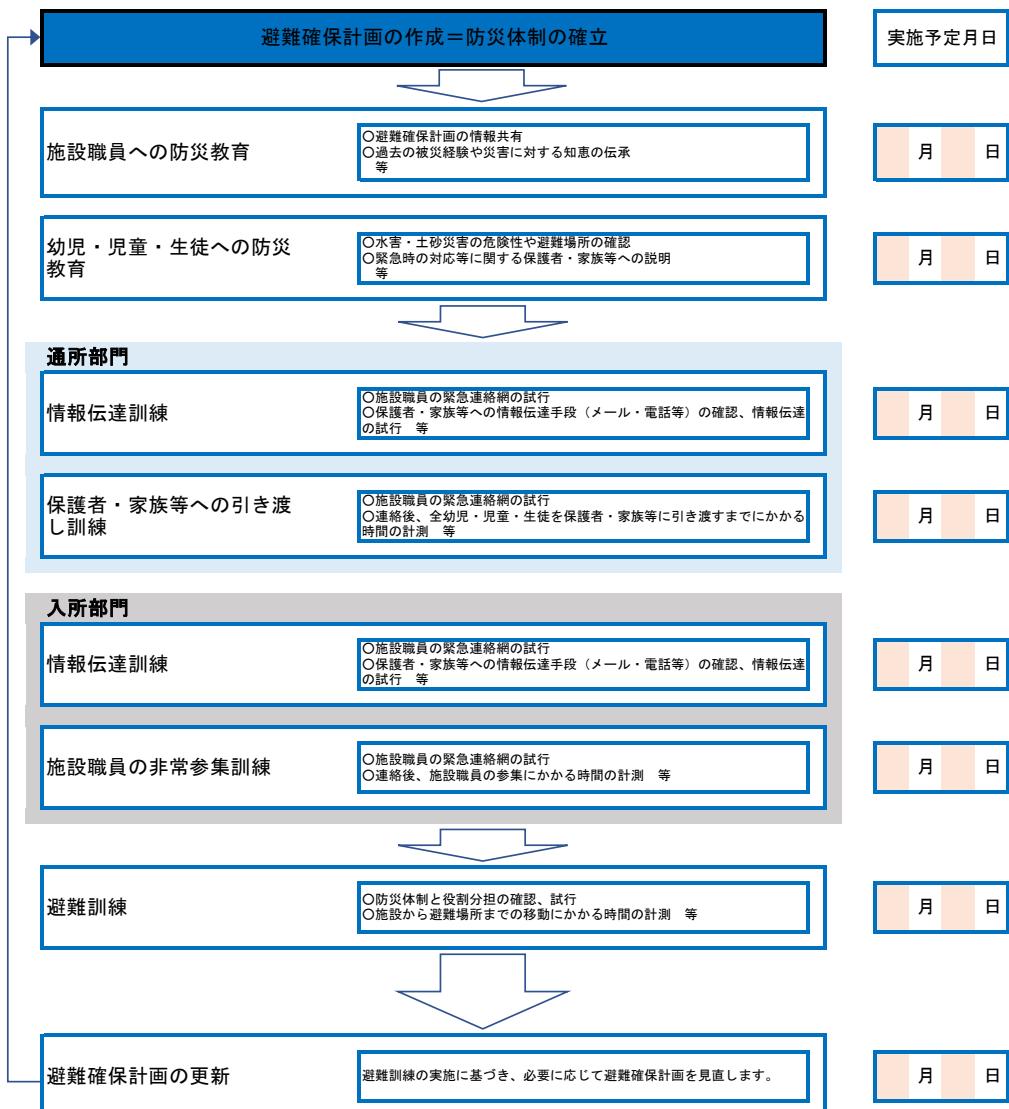
### 9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
  - ①毎年 [ ] 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
  - ②毎年 [ ] 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告  
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

## 様式 7

### 10 防災教育及び訓練の年間計画



様式 8

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

1.1 利用者緊急連絡先一覧表

**既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。**

**様式9**

1 2 緊急連絡網

**既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。**

**様式10**

1 3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式11

1 4 対応別避難誘導一覧表

様式12

15 防災体制一覧表

管理権限者 ( ) (代行者 )		
	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 ( ) 班員 ( )名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導要員	班長 ( ) 班員 ( )名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

## 自衛水防組織活動要領

### (自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するため必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

### (自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に幼児・児童・生徒が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

### (自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### (自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者 ( ) (代行者 )

	担当者	役割
総括・情報班	班長 ( )	<input type="checkbox"/> 状況の把握
	班員 ( )名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	班長 ( )	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施
	班員 ( )名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別表 2

自衛水防組織装備品リスト

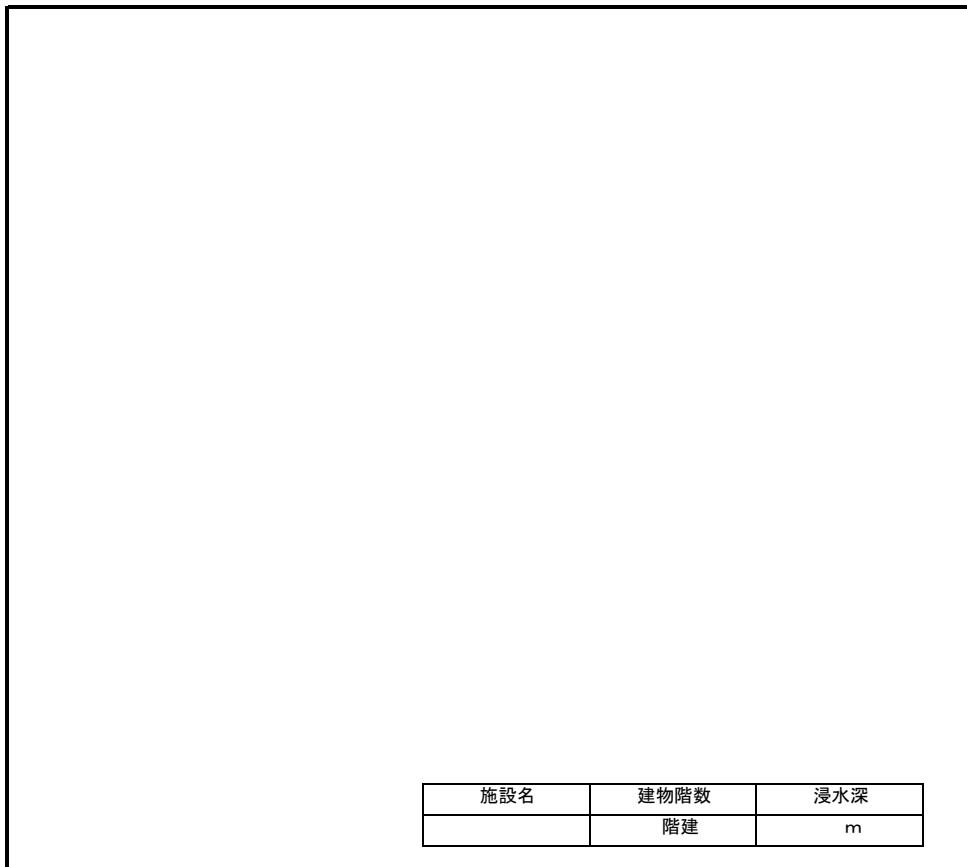
任務	装備品
総括・情報班	名簿（施設職員、幼児・児童・生徒等）
避難誘導班	様式 5 避難確保資器材一覧に掲げるもの。

別紙 1

【施設周辺の避難地図】

洪水時・内水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水			
内水			



施設名	建物階数	浸水深
	階建	m

※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載  
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。